

徳島県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地 の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
4	4	三加茂東祖 谷山	同	同	新	六・〇〇 〃一三・〇	一〇七・〇
			三好郡東みよし町西庄字 谷合二〇八番一地从先から 同	一〇七番一地从先まで	旧	六・〇〇 〃一二・五	一〇七・〇